

保育料のご案内（令和元年10月以降）

1. 保育料の決定方法
2. 保育料の軽減対象 と保育料軽減のしくみ
3. 月途中での入退所
4. 保育料の無償化
5. 納付方法

1. 保育料の決定方法

保育料は、原則として父母の市民税額の合計をもとに決定しています。

算定基礎となる市民税額は、前期(4～8月)の保育料は前年度の市民税額、後期(9～3月)の保育料は今年度の市民税額となります。

また、父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合は、家計の主宰者の市民税額を算入します。

(注意)0～2歳児クラスの保育料は、4/1時点での満年齢で決定します。

よって、年度途中で満3歳(2号認定)となった場合は無償化の対象とはなりません。

※無償化の対象については、4. 保育料の無償化をご参照ください。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額(円)	
階層区分	定義	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	
C	C1 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 48,600 円未満の世帯 (ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯)	18,000 (8,500)	17,000 (8,000)
	C2 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 48,600 円以上 57,700 円未満の世帯 (ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯で市町村民税所得割の額が 48,600 円以上 77,101 円未満の世帯)	27,000 (9,000)	26,000 (8,500)
	C3 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 57,700 円(ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯は 77,101 円)以上 97,000 円未満の世帯	27,000	26,000
	C4 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 97,000 円以上 169,000 円未満の世帯	32,000	31,000
	C5 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	36,000	35,000
	C6 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 301,000 円以上の世帯	37,000	36,000

※留意点については次ページでご確認ください。

<留意点>

(1) 市民税額は、住宅借入金等特別控除及び外国税額控除等のいわゆる税額控除適用前の税額となります。

(2) 寡婦(夫)控除のみなし適用 ※要申請

未婚の母又は父の場合、保育料の計算上、地方税法の寡婦(夫)控除を適用できます。

(3) 修正申告や更正により市民税額が変更となった場合

修正申告等が行われた日の翌月(1日に行われた場合に限り当月)から保育料が変更となる場合があります。

申告書の写しや住民税更正通知の写しを子育て支援課へご提出ください。

※未申告の場合は、保育料を最高額で決定する場合があります。

2. 保育料の軽減対象

☞ 前ページの階層区分(A~C5)、次ページの保育料軽減のしくみ(図)と合わせてご確認ください

(1) 多子世帯の場合

対象階層区分	しくみ	軽減内容
全区分	①	同一世帯から2人以上の児童が在園している場合、在園している最年長の児童から数えて2人目の保育料は基準月額半額、3人目以降は無料
C2からC3	②	18歳未満の児童が世帯に3人以上いる場合、18歳未満の最年長の児童から数えて3人目以降の児童の保育料は無料
BからC2の一部	③	入園している児童が最年長の子どもから数えて2人目以降の児童の場合、保育料は無料 ※1人目が「生計を一にする」子どもであれば、年齢や同居しているかは問いません。

(2) ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯の場合

対象階層区分	しくみ	軽減内容
C1	①	C1階層の世帯の1人目の保育料は8,500円(短時間8,000円)、2人目以降は無料
C2の一部	②	市民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯の1人目の保育料は9,000円(短時間8,500円)、2人目以降は無料

<添付書類>

世帯員に身体障害者手帳等を交付されている者がいる場合、身体・精神・療育手帳、特別児童扶養手当の証書、障害年金の証書の(写)が必要です。

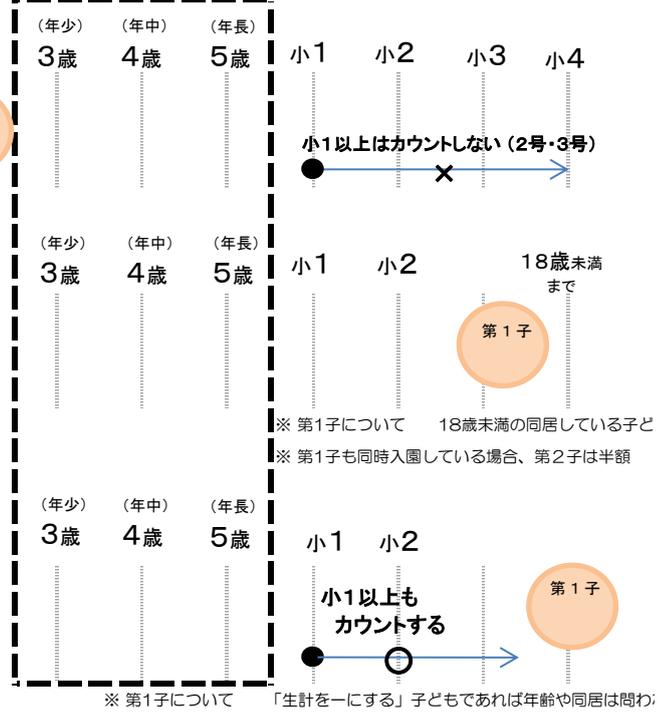
(1)多子世帯

しくみ①

市民税所得割合計額にかかわらず
同時に在園している子がいる世帯

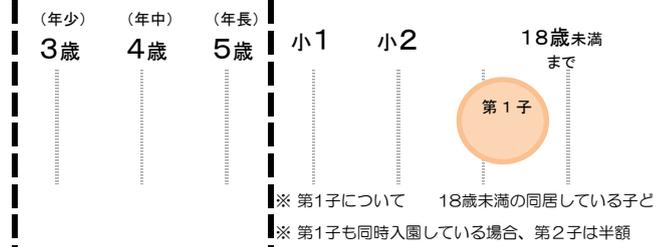
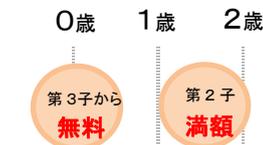


無償化



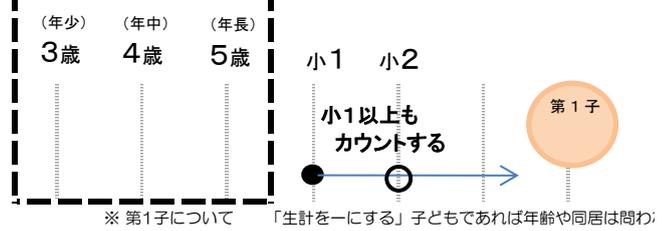
しくみ② (しくみ①に加えて)

市民税所得割合計額が
57,700円以上169,000円未満
の世帯 (※階層C2の一部からC3に限る)



しくみ③

市民税所得割合計額が57,700円未満
の世帯 (※階層BからC2の一部に限る)



(2)ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯

しくみ①

市民税所得割合計額が
48,600円未満の世帯
(※階層C1に限る)

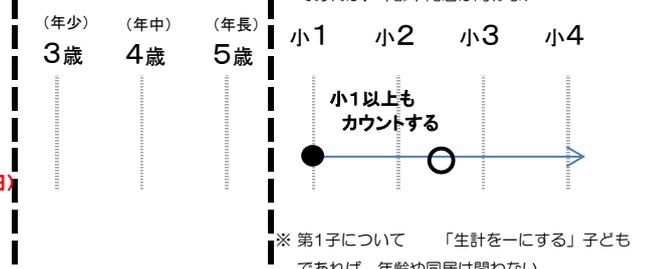


無償化



しくみ②

市民税所得割合計額が
48,600円以上77,101円未満の世帯
(※階層C2の一部に限る)



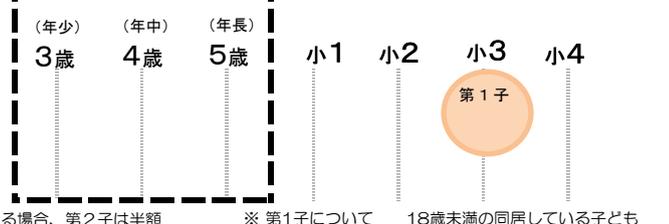
しくみ①

市民税所得割合計額にかかわらず
同時に在園している子がいる世帯



しくみ② (しくみ①に加えて)

市民税所得割合計額が
77,101円以上169,000円未満
の世帯 (※階層C2の一部からC3に限る)



※ 第1子も同時入園している場合、第2子は半額

※ 第1子について 18歳未満の同居している子ども

3. 月途中での入退所

月途中で入退所した場合の保育料は、日割額となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

(1)月途中入所 基準月額×入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(2)月途中退所 基準月額×退所日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

4. 保育料の無償化

2歳児クラスに在籍し、4/2以降に満3歳となり2号認定となった児童は、3歳児クラスの4月分から就学前3年間の保育料無償化の対象となります。

また、3号認定の児童は、市民税非課税世帯のみ保育料無償化の対象となります。 ※ともに申請不要です。

5. 納付方法

(認定こども園) 各園に納付してください。 ※詳細は各園により異なります。

(保 育 園) 毎月25日(休日の場合は翌営業日)に市が口座振替を行います。

お問い合わせ先

七尾市役所子育て支援課 保育支援グループ

(パトリア3階) 電話番号 0767-53-8419